

介護老人保健施設老健くろさわ
指定（介護予防）通所リハビリテーション
事業運営規程

医療法人 社団美心会

作成 2015年4月1日 第1版
改定 2021年1月1日 第6版

(事業の目的)

第1条 医療法人社団美心会（以下「事業者」という）が開設する介護老人保健施設老健くろさわ（以下「事業所」という）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員及び介護職員（以下「従業者」という）が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態)にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、事業の提供にあっては次の事項に努めるものとする。
要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人保健施設 老健くろさわ
- 二 所在地 高崎市中居町3-19-2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

医師（管理者）1名以上（専任）

- ・利用者の病状及び心身の状況に応じて。リハビリテーション指導の提供
- ・施設職員及び業務の管理を一元的に実施。

理学療法士等、看護職員、介護職員

利用者10人に対して1以上。内数として理学療法士等は単位ごとに1以上。

- ・利用者の日常生活における必要なリハビリテーション計画の作成、交付。計画に基づく、リハビリテーション及び日常生活上の介護並びに健康保持のための相談、援助等の支援を実施。

管理栄養士 1名以上

- ・栄養管理サービスの提供。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月31日から1月3日まで）及び法人の定める休日を除く。
- 二 営業時間 午前8時00分から午後6時00分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は100名とする。

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション(以下「通所リハ」という)の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導サービス
- 二 相談援助等サービス
- 三 機能訓練(リハビリテーション)サービス
- 四 健康チェックサービス
- 五 食事サービス
- 六 介護サービス
- 七 入浴サービス
- 八 運動器機能向上(介護予防)サービス
- 九 口腔機能向上サービス
- 十 送迎サービス

(利用料等)

第8条 通所リハを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該通所リハが法定代理受領サービスであるときは、その1割及び2割及び3割の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 次条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う送迎の費用として、事業所から片道おおむね10キロメートル以上20キロメートル以下509円
- 二 事業所から片道おおむね20キロメートルを超えた場合は1キロメートル増えるごとに51円加算
- 三 食事(おやつ含む)の提供に要する費用として800円
- 四 おむつ代 171円、パット代 54円
- 五 その他通所リハにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、一部地域(旧榛名町、旧倉渕村、旧群馬町、旧箕郷町、旧吉井町)を除く高崎市内。高崎市の一部地域、玉村町、藤岡市、前橋市においては当事業所から10km圏内とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、通所リハの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 利用者の体調、世帯状況等の都合により通所リハの利用をご遠慮いただく場合もある。
- 二 利用者の健康状態により、主治医の指導に基づき内容を変更して通所リハの提供を行う場合もある。

三 通所リハの利用につき、施設内においては従業者の指示に従う。

四 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時の対応)

第11条 通所リハの提供中において、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、従業者は管理者に報告し、主治医及び関係機関に緊急連絡を行う。ただし、管理者の判断により主治医、家族の承諾を得ず緊急処置を行う場合もある。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団美心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第14条 要介護従事者等による高齢者虐待が発生しないように適切な措置を講ずるものとし、次に掲げる行為が行われた場合は、遅滞なく市町村に通報するものとする。

1. 「身体的虐待」

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れがある暴行が加えられたと思われる時。

2. 「心理的虐待」

利用者に対する暴言等著しい心理的外傷を与える言動が行われたと思われる時。

3. 「性的虐待」

利用者にわいせつな行為を行った場合、又は行わせようとしたと思われる時。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。